

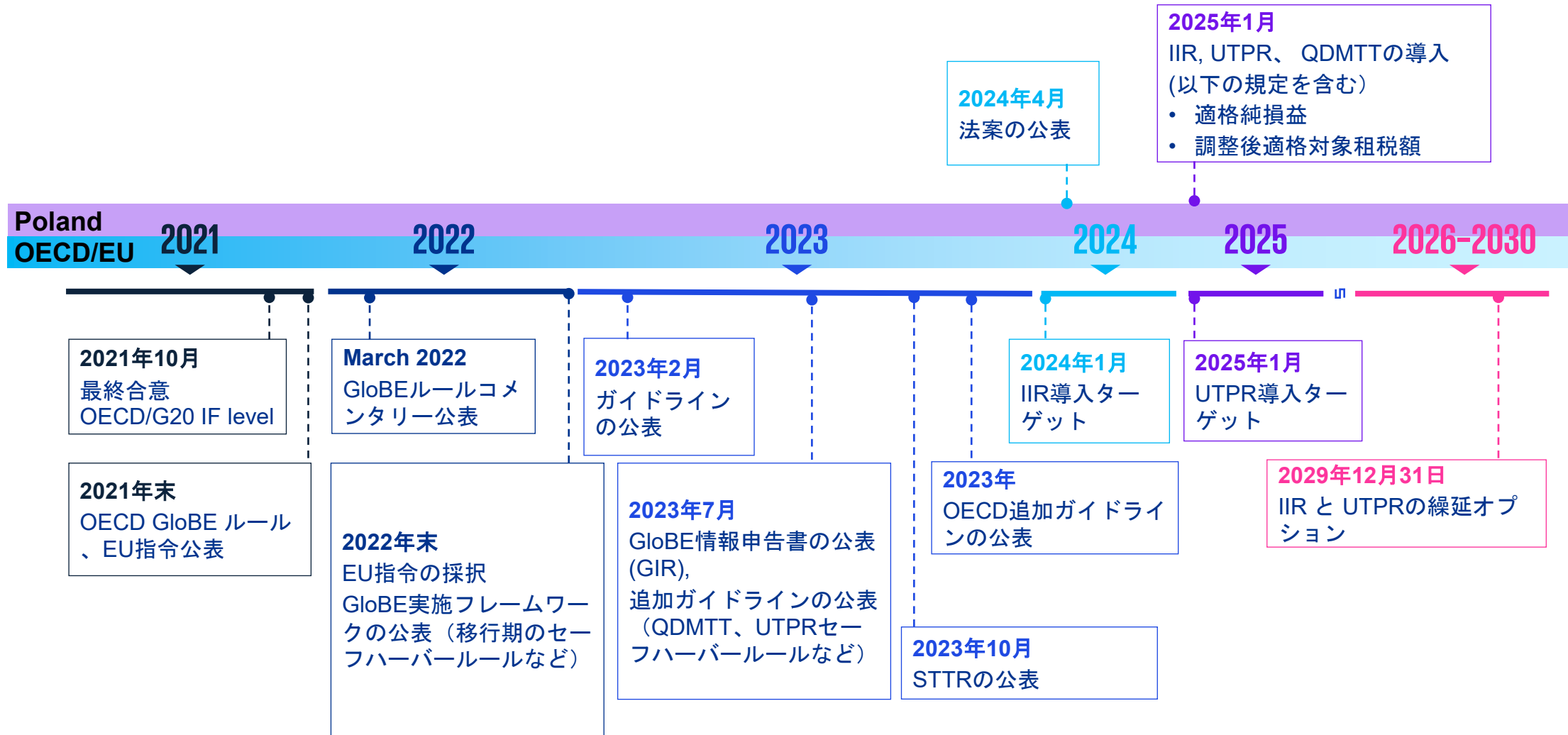


ポーランドの税務・イン センティブの主要なト ピック（2024年秋）



グローバルミニマム課税

BEPS 2.0 第2の柱の導入タイムライン



グローバルミニマム課税(GMT)(BEPS2.0 第2の柱)

GMT(BEPS2.0 第2の柱)とは？

グローバルな実効税率(ETR)が15%を下回らないように、追加的な税(トップアップ税)を義務付ける国際租税ルール

実効税率(ETR)の計算

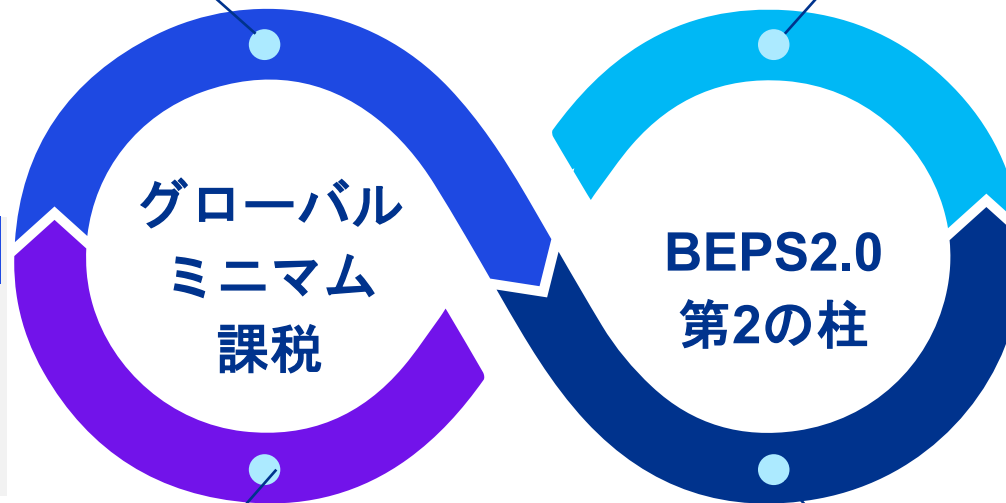
国別対象後対象租税額

- 1) 財務会計上の当期税金費用
- 2) +/- 一時差異の調整
- 3) +/- CFC税、分配税等の配分
- 4) +/- 申告後の一定の調整



国別グループ純所得金額

- 1) 税務会計上の純利益／損失
- 2) +/- GloBEルールの調整
- 3) +/- 恒久的施設、フロー・スルー、事業体等への配分



適用対象企業グループ

過去4事業年度のうち2事業年度以上で連結売上が7億5000万ユーロ以上であった多国籍企業グループ

追加徴税のメカニズム

- 所得合算ルール (IIR)
- 軽課税所得ルール (UTPR)
- 適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT)

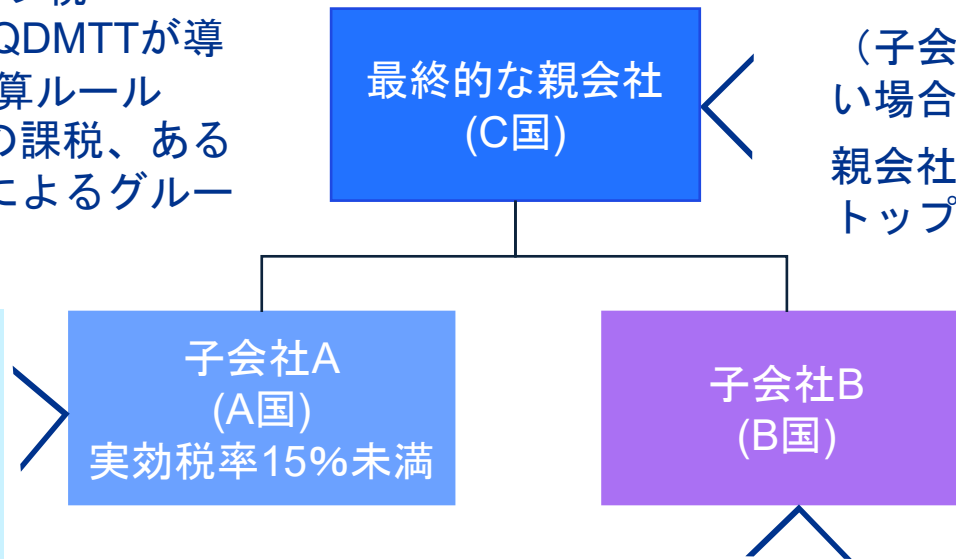
追加徴税のメカニズム

トップアップ税は、以下の手順で、いずれかのメカニズムにより徴税される。

(1) 適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT) による国内での課税、QDMTTが導入されていない場合には、所得合算ルール (IIR) による最終親会社所在地での課税、あるいは、軽課税所得ルール (UTPR)によるグループ会社所在国での課税。

1. 適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT)

実効税率の低い国でまず、QDMTTを適用したトップアップ課税が行われる



2. 所得合算ルール (IIR)

(子会社Aの所在国にQDMTTが適用されていない場合)

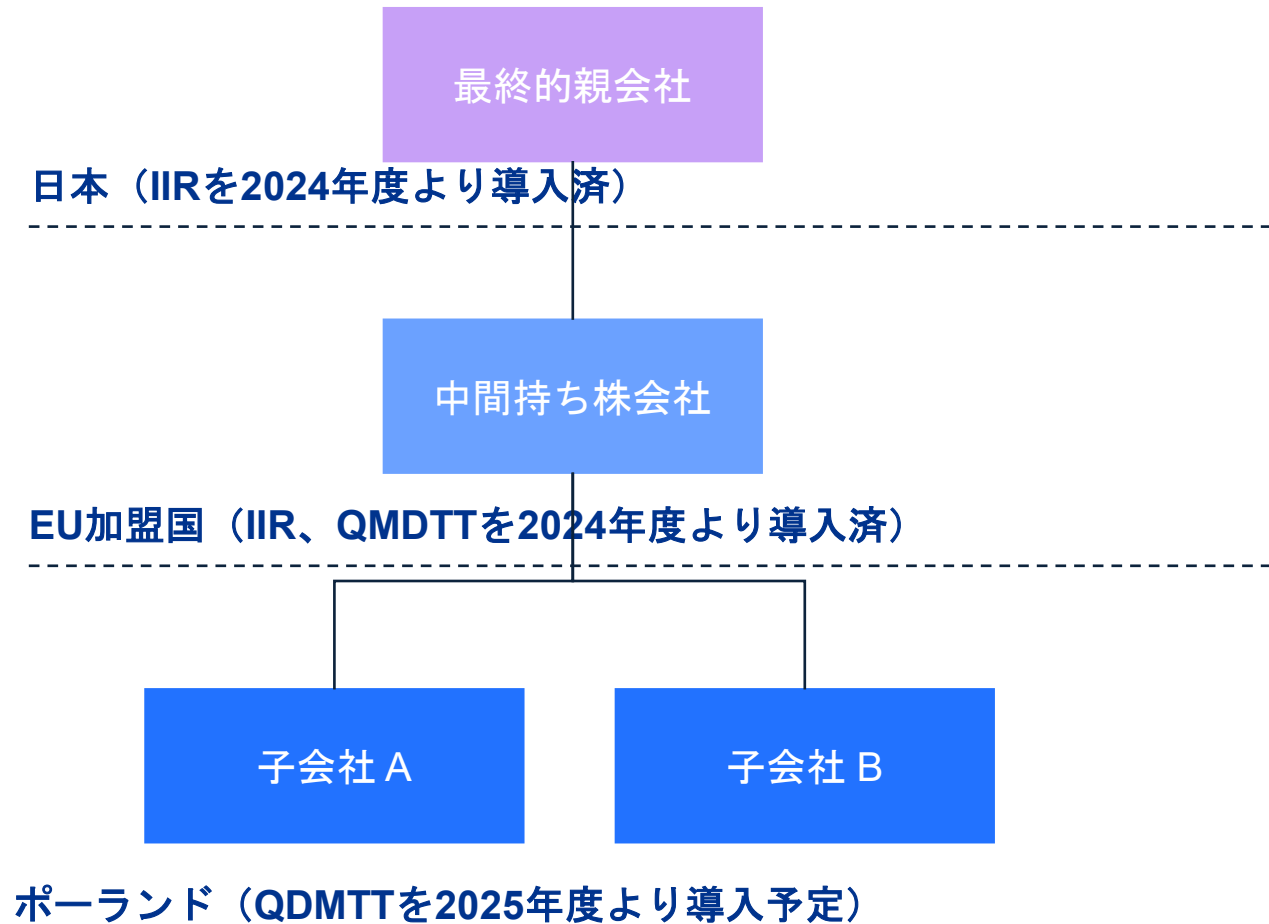
親会社所在国で、子会社Aの所得に対応するトップアップ税が発生する。

3. 軽課税所得ルール (UTPR)

IIRにより軽課税が解消されない場合には、グループ内の企業が営業を行っていて、UTPRを導入している国々により徴税が行われる。

トップアップ税の合計額はGloBEルールによって計算され、該当各国の経済実体の規模に応じて配分される。

事例1



日本の所得合算ルール(IIR) の適用判定手順

- 国別報告書によるデミニマステスト(総収入が100万ユーロ未満、税引き後利益が100万ユーロ未満)
- 簡易ETR (実効税率) テスト (簡易ETRが一定水準以上) *ポーランド子会社は、当期税金費用、繰延税金費用、適格税金費用、不確実な税務ポジションに関する引当等の情報を求められると考えられる。
- 実質ベースの所得除外額を控除後の国・地域別の所得を算定
- ポーランドが上記プロセスを経て除外されない場合には、法令に基づく計算が必要と考えられる。
- ポーランドのQDMMTによる日本でのトップアップ税からの控除は2025年度より適用されるが、ポーランドの納税者は2024年度より任意適用が可能と考えられる。

移行期のセーフハーバールール

01

デミニマステスト

国別報告書による総収入金額が10百万ユーロ未満、該当する税務年度の簡易GloBE収益（≒税引前利益）が1百万ユーロ未満

02

簡易実効税率（ETR）テスト

簡易対象税金を簡易GloBE収益（≒税引前利益）で除して、簡易実効税率（ETR）を求める。これが移行税率以上であること。

移行税率：15%（2024年）、16%（2025年）、17%（2026年以降）

03

通常利益テスト

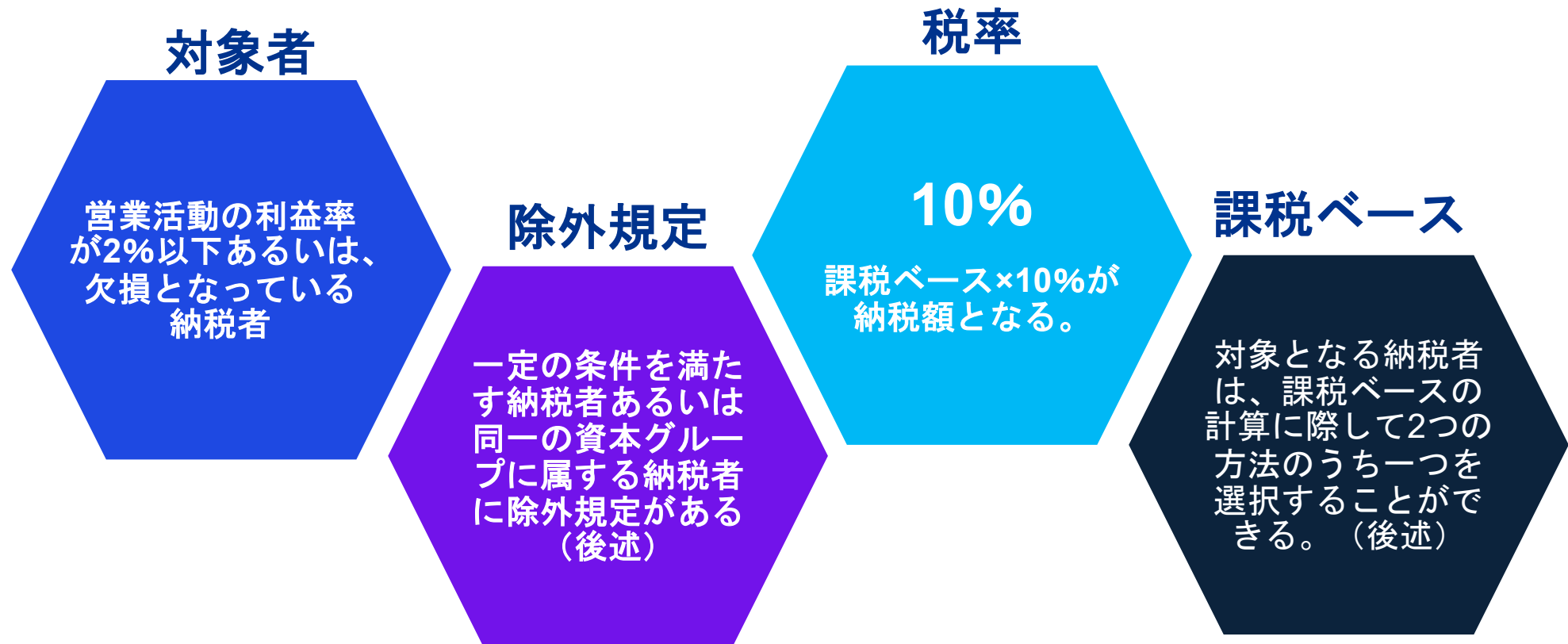
「実質ベースの所得除外額」が簡易GloBE収益（≒税引前利益）より大きい場合

「実施ベースの所得除外額は、GloBEモデルールにおける給与費用および有形資産の帳簿価額に基づいて算出され、簡便的に計算することはできない。）

* 2028年6月以降に終了する税務年度以前は、上記の1つでも満たせば、該当国のトップアップ税はゼロとみなされる。

ポーランド法人税法にお ける最低課税制度

最低課税制度の概要



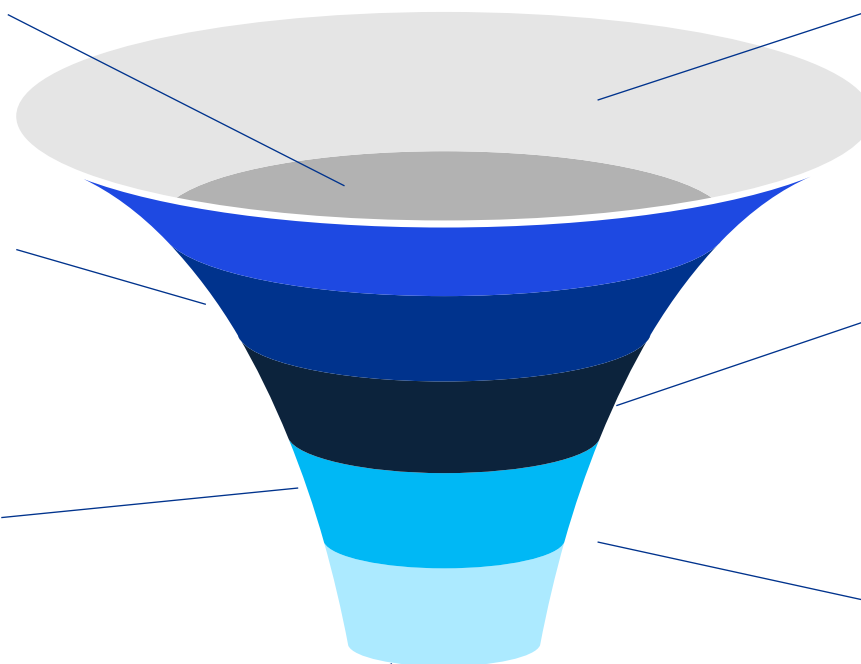
営業活動の利益率計算における緩和措置

営業活動の利益率算定において下記項目は考慮しない

固定資産の取得、自作、改善等に関わる費用（例；減価償却費）

固定資産の使用に関わる費用（例：リース料、リース資産の減価償却費など）

税務上損金処理可能な従業員の給与・報酬、社会保険料・従業員キャピタルプラン（PPK）への拠出額の20%



エネルギー、熱、ガスの費用の前年度からの増加額

仕入れ物品の価格に含まれている物品税

販売に際しての物品税、小売り税、ギャンブル税、燃料への課金や排出権購入費用

ファクタリングによる収入

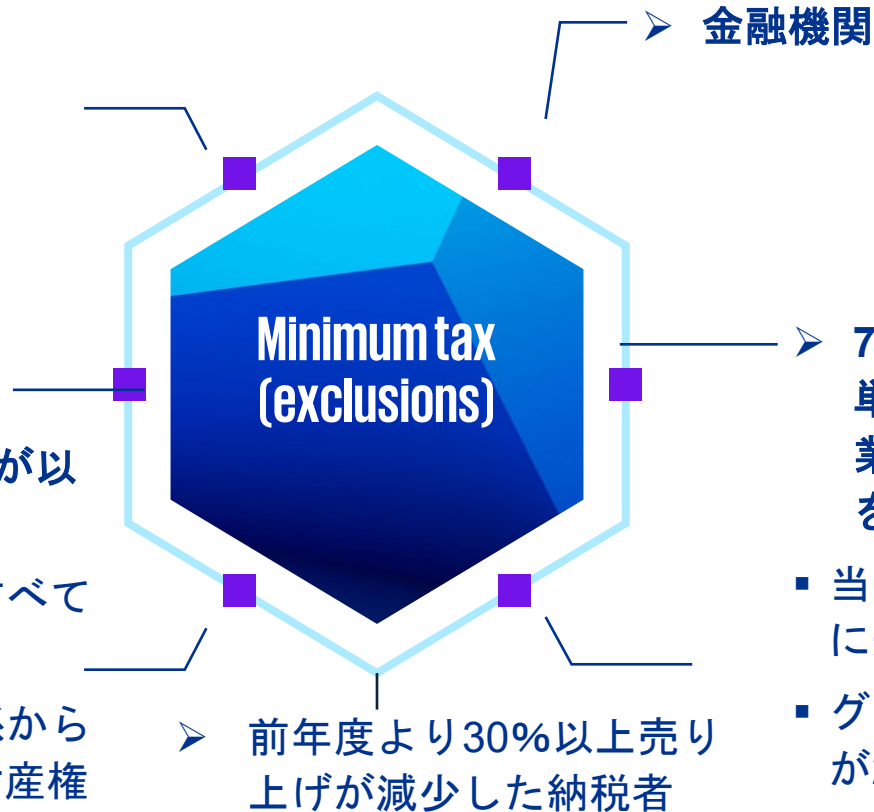
最低課税の対象から除外される納税者

下記に該当する場合は適用対象外となる:

➤ 創業から2年以内の企業

➤ 小規模納税者

- 株主全員が自然人であり、これらの株主が以下を保有していない場合:
 - 他の会社の株式あるいは設立前の会社のすべての権利や義務
 - 基金、信託、その他の会社等や法的な関係からの便益の受領者あるいは設立者としての財産権



- 75%以上の株式の直接保有により単一企業の下に形成されている企業グループにおいて、以下の要件を満たす場合:
 - 当該税務年度がすべての構成企業に適用される、かつ、
 - グループ全体の営業活動の利益率が2%超である。

課税ベースの計算

課税ベース

最低課税の課税ベースは下記の合計:

キャピタルゲインを除く売上の1.5%

税務計算上のEBITDA（利息、税金、減価償却前利益）の30%を超える関連会社への借入金利息等の費用

直接あるいは間接に発生するサービス費用で、関連会社あるいはタックスヘブンに所在する会社に支払われた費用、あるいは、無形固定資産の取得に関して発生する、3百万ズロチあるいは、税務計算上のEBITDAの5%を超える費用

または

キャピタルゲインを除く売上の3%

源泉税に関する直近の動向

源泉税徴税メカニズムの概要

年間2百万ズロチ までの支払

- 年間の上限額2百万ズロチは、個々の支払先の関連会社に対して適用される。(=1社に対する年間上限額)
- 源泉徴収の対象となる相殺決済などのすべての種類の支払形態に適用される。
- 利息、使用料、配当の支払いは、合計が年間2百万ズロチに達するまでは、受領者のベネフィシヤルオーナーとして地位および居住者証明に基づいて、租税条約上の低減税率を適用することができる。

年間2百万ズロチを超える支払 (支払後還付が原則)

- 利息、使用料、配当の合計で年間2百万ズロチを超えて支払う場合には、国内法の源泉税レート（利息、使用料は20%、配当は19%）が適用され、還付申請を行うことで、超過支払い分の還付を受けることができる。
- 以下の場合には、当該上限額は適用されない。（租税条約上の低減税率を適用することができる。）：
 - ✓税当局からクリアランスオピニオンを得ている場合
 - ✓会社責任者による「相当な注意義務」に関する供述書の提出

納税者の選択肢

<選択肢1> 還付申請（一旦国内法の税率により源泉税を納付し、後日還付を受ける。）

還付申請の審査期間は原則6か月であるが、さらに6か月を限度に延長される可能性がある。

<選択肢2> 税務当局からのクリアランスオピニオンを事前に取得

申請の審査期間は6か月、申請に際して受領者が最終的受益者である証拠として、利息や使用料に関する契約内容、雇用関連の契約書や移転価格文書などの提出が必要となる。クリアランスオピニオンの有効期間は3年間である。

<選択肢3> 会社責任者の供述書の提出

会社責任者が、相当の注意が払って適切な分析が行われた結果、受領者のベネフィシャルオーナーとしての地位への疑義は特定されなかった旨を供述する。

供述書は、年間2百万ズロチを超える部分の利息、使用料、配当が支払われた月の翌々月末までに提出する必要がある。

（供述書の提出を前提に、当該支払いには低減税率を適用する。）

供述書の内容が不正確であった場合、会社責任者は法律（Polish Penal Fiscal Code）に従って、刑事罰を受ける可能性がある。

「相当な注意」とベネフィシヤルオーナーの地位

直近の税務当局の税務実務上の判断における重要な、ベネフィシヤルオーナーの地位に関する基準

中間・中継的な拠点・組織、代理人、信託、あるいは、受領した資金を全額他の拠点に移転するような義務を持つ拠点・組織ではないこと。

資金を自身で利用するために受領しており、利用目的を自身で決定することができ、その目的に対する経済的リスクの全部あるいは一部を負っていること

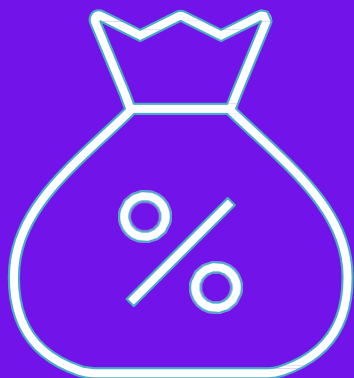
居住国において本業の経済的な活動を有していること。
(本業の内容および規模を考慮する必要がある。)

- 源泉税対象となる支払実施に際しての「相当な注意義務」については未だルールが不明確である。
- 「相当な注意義務」が履行されたか否かを評価する時、受領者の活動の内容、規模と支払者との関係性を考慮に入れる必要がある。
- 「相当な注意義務」は下記をカバーする必要がある:
 - ✓ 源泉税の対象となる支払の特定
 - ✓ 適用する源泉税率の決定
 - ✓ 受領者の居住地、ベネフィシヤルオーナーの地位を確認するための証拠の収集

その他

法人税納税者の 新規報告義務

CIT JPK



- 2025年1月より、会計帳簿を電子的に維持し、帳簿に含まれる情報をCIT JPKと言われる特定の様式により当局に毎年送付する義務が導入される。
- CIT JPK様式は、当局の求めに応じて提出するのではなく、納税者が自ら提出しなければならない。
- 納税者は、当該報告に対応するために、現行の総勘定元帳、補助元帳を再構成して、ITソリューションを導入する必要があると考えられる。

対象者

- 2024年12月31日より後に開始する事業年度について、当年度あるいは前年度の売上高がEUR50milを超える納税者が対象となる。

租税最適化 機会

- 一部の優遇措置は、SEZあるいはPIZにおける優遇措置を享受している場合には活用できない。
- 利益が内部留保される場合には、追加的な税務上控除可能な費用を計上できる可能性がある。
- イノベーティブな従業員の給与に対する個人税を50%低減するプログラム(この場合、追加的なコストをかけることなく、従業員の手取りが増加する)は、SEZあるいはPIZにおける優遇措置に加えて受領可能。



投資前

現金助成金

様々な助成金プログラムがあるので適用の可能性について、投資前に十分に調査することが肝要である。特に2023年1月に発効された、イノベーティブな企業を対象とする経済近代化のためのEUファンドは該当し得るか確認すべきであり、当該プログラムは2023年2月20以降、適用可能となっている。

ポーランド投資特区(PIZ)

一定の要件を満たす投資に対して法人税免除等の優遇措置が提供される。

投資後

税制遊具措置

各種税制優遇措置：

- 研究開発、IPボックス
- イノベーティブな従業員
- ロボット化
- プロトタイプの製造
- スポンサーシップ

投資優遇措置の精算

投資優遇措置について、会計、法人税、減価償却、租税免除、固定資産税など適切な処理が必要である。

経済近代化のための欧州ファンド

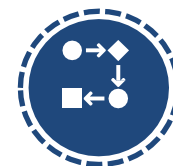


スマートパスウェイ

本プログラムの枠組みの中で、少なくとも国家レベルの製品あるいはプロセスのイノベーションに通じる産業調査や実証実験に対して助成金による支援が提供される。



研究開発



イノベーションの
実施



研究開発
インフラ



デジタル化



企業のグ
リーン化



適応



国際化

R&Dモジュールにおける大規模企業の
最大助成金額は適格投資額の:

- 産業調査: **65%**
- 実証実験: **40%**

大規模企業が助成金を受けようとする場合には、R&Dモジュールを含むことが必須要件である。

募集期間と予算:

2024年6－10月

予算: PLN 890 million

グリーンローン



資金供与の対象

当該施策を活用して、企業は、暖房の近代化や環境にやさしいエネルギー源への転換、既存の設備・機械、加工ラインなどをエネルギー効率がよい、あるいは、エネルギー節減に寄与すると広く認められているものに置き換えるなどの投資を実施することができる。



企業のグリーン化

ポーランドで活動している中小、零細企業および従業員3000人以下の中小規模資本の企業が対象となる。

助成の最大額

投資のタイプや企業規模、投資を実施する場所により、適格投資額の15～80%
適格投資額の上限はEUR50mil.

第2回募集期間:

2024年10月7日 – 12月30日



有難うございました。



KPMG in Poland

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2024 KPMG Tax M.Michna sp.k., a Polish limited partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public